

第14章 一般的な法令解釈に係る書面照会手続

第1節 本制度の概要

本手続は、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者等が、金融庁所管法令に係る一般的な法令解釈について照会できる制度である。事業者等は法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室長は原則2ヶ月以内に書面で回答することとなっている。